

松戸市民劇場

利用案内



〒 271-0091 千葉県松戸市本町11番地の6
TEL 047-368-0070
FAX 047-366-7789

施設の概要

- 敷地面積 895.24 m²
- 建築面積 784.047 m²
- 延床面積 1,698.99 m²
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建
- ホール 収容人員 332人(固定席)
1階 264人 2階 68人
- 用途 音楽会、演劇、映画会等
- 特徴 せり装置により舞台の前部が下降し、客席をさらに80席まで増やすことができます。
- 舞台 間口 13m、奥行 8.25m、高さ 7.4m
※ せり装置の移動により奥行が4.8mとなります。
- 楽屋 2室(第1楽屋 37m²、第2楽屋 32m²)
- 会議室 第1会議室 39 m² 27人収容
第2会議室 35 m² 24人収容
第3会議室 54 m² 36人収容
※ 第2・3会議室の間仕切りを取り外すことにより、60人収容可能な会議室として利用できます。

『市民劇場』利用料金表

<令和元年10月現在>

● 施設利用料（基本利用料）

施設名	利用時間	午前	午後	夜間	全日	収容人員
		9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00	
ホー ル	平日	4,400	8,800	11,000	22,000	332人
	土・日曜 祝日	5,500	11,000	13,200	27,500	
第1楽屋		330	330	330	880	
第2楽屋		330	330	330	880	
第1会議室		660	660	660	1,870	27人
第2会議室		660	660	660	1,870	24人
第3会議室		990	990	990	2,860	36人

● 利用料の算出

次の区分に応じ、上記の基本利用料に所定の倍率を掛けた金額となります。

区 分	利用方法	施設利用料
松戸市民	通常利用	×1.0
	営利利用	×3.0
市民以外	通常利用	×2.0
	営利利用	×4.5

● 利用料の減額

社会教育団体及び社会福祉団体等がその目的のために利用する場合は、利用者の申請により利用料を減額します。※ 冷暖房料を除く

● 利用の取消・変更

施設の利用を取り消し、又は変更する場合は、申請が必要になります。

納入いただいた利用料は、特別の事由がある場合を除いて還付しません。

(1) 取消【施設利用取消において既納の利用料を還付可能な場合】

※金融機関への口座振込みになります。

1	施設の利用を利用期日の30日前までに取り消した場合 ⇒ 既納の利用料の80%還付
2	施設の利用を利用期日の5日前までに取り消した場合 ⇒ 既納の利用料の60%還付

(2) 変更

他の利用者に支障を生じない場合で、かつ利用日の前後7日以内に同一目的をもって再び利用するときに、利用料の増減が生じた場合、ご精算をさせていただきます。

(3) その他

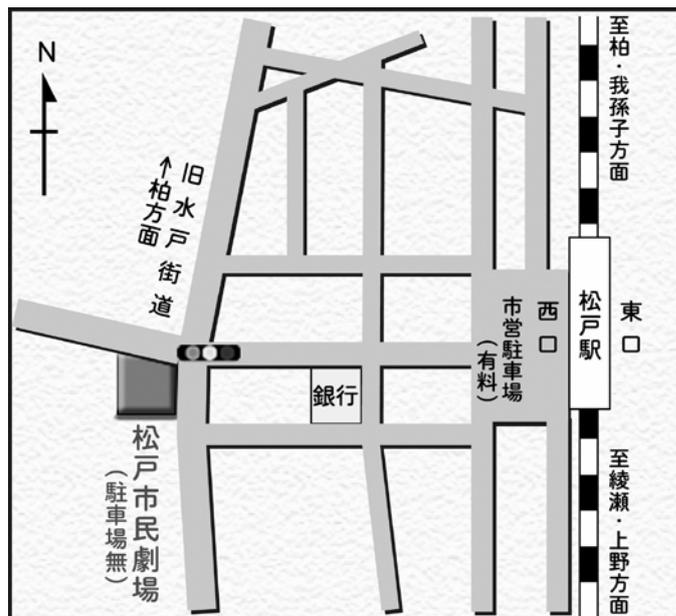
その他、上記以外については受付窓口へご相談ください。

● ホールの冷房又は暖房設備を利用する場合

品名	単位	利用料
冷暖房設備	1時間	550円

● 施設利用にあたって

1. 劇場を利用する時は、事務室受付に利用許可書を提示してください。
また、利用後は必ず受付にその旨を報告してください。
2. 利用時間は厳守してください。(利用時間には、準備・後始末の時間も含まれます。)
3. 利用後は、必ず原状に復し、係員の点検を受けてください。
4. 所定の場所以外の場所に許可なく立ち入ったり、所定の場所に備え付けた物を移動しないでください。
5. 施設、設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、損害を賠償していただきます。
6. 許可なく物品等を販売することはできません。
7. 建物及び敷地内において、広告等これに類するものを無断で掲示又は配布しないでください。
8. 事故防止のため、入場人員が収容定員を超えないこと。
9. 指定場所以外での火気の利用又は喫煙をしないでください。
10. 係員が職務遂行のため会場に立ち入ることがありますので、ご了承ください。
11. 駐車場、駐輪場はありませんので、徒歩で来場されるよう関係者に周知してください。
12. 不明な点は、事務室にお問合せください。



松戸市民劇場 <松戸駅西口より徒歩5分>

〒271-0091 千葉県松戸市本町11番地の6

TEL 047-368-0070 FAX 047-366-7789